

随意契約（相手方指定）調書

件 名	旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システム改修業務委託	№5200544
工（納）期	令和 9 年 3 月 3 1 日	
契約締結日	令和 8 年 8 月 2 6 日	
契約金額	1 , 8 4 8 , 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス（株） 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システム改修業務委託
指名業者 （案）	名 称 富士フイルムシステムサービス（株） 公共事業本部 首都圏支店 代表者 支店長 樋口 洋一 所在地 東京都板橋区坂下一丁目１９番１号
特命理由	本件は、戸籍附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム機能改修の委託を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件は、現在使用している戸籍附票システムに新たに機能を追加する改修であり、戸籍附票システムで使用しているソフトウェアの著作権を有している上記事業者以外を行うことはできない。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）